

市県民税申告相談受付日程表

Table with columns for Date (Date), Location (会場), and Office/Staff (支所). It lists the schedule for municipal and prefectural tax declaration consultations from February 15 to March 12, 2013, across various locations like 大宮公民館, 国府公民館, etc.

所得税・市県民税(住民税)の申告時期です。申告は、前年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得について計算し、税金の額を確定します。必ず期限内に正しく申告してください。

確定申告で還付を受けた方
①医療費控除や住宅借入金等特別控除など各種控除を受ける方
②公的年金に係る雑所得のみで源泉徴収された税金が納め過ぎの方など

市県民税申告が必要な方
平成25年1月1日に、市内在住の方
①確定申告の必要はないが、前年中何らかの所得があった方

市県民税の申告は3月15日(金)まで
収入金額の合計額が4百万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要がなくなります。

問合せ先
本市民税課 21-2124
大市民税課 43-9208
藤市民税課 62-0902
都市民税課 29-1101
西地域まじり課 92-0304